（別紙様式4）

【キャリア形成促進プログラム認定後の公表様式】

令和5年6月30日
（前回公表年月日：令和4年6月30日）

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
東京福祉専門学校	平成元年2月20日	小林　和弘	〒134-0088　東京都江戸川区西葛西5丁目10番32号 （電話）03-3804-1515
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
学校法人滋慶学園	昭和58年12月23日	浮舟　邦彦	〒134-0084　東京都江戸川区東葛西6丁目16番2号 （電話）03-5878-3311

正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称	開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間
正規課程	教育・社会福祉	社会福祉専門課程　社会福祉士一般養成科	平成27年4月1日	40人	1年

開講時期	直近の修了者数※2	修了者のうち就職者数※2	修了者のうち就業者数※2
■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日	37人	33人	0人

プログラムの目的	地域の社会資源（システム・制度等）を活用し、多職種と連携を図って問題解決をする力をもった相談援助職(ソーシャルワーカー)を養成する。 前述の「地域の社会資源（システム・制度等）」と「他職種と連携を図って問題解決をする力」とは、具体的には下記「身に付けることのできる能力」を指すが、本プログラム66単位・23科目のうち、社会福祉士の試験科目でもある52単位・19科目を通じて前者の「地域の社会資源（システム・制度等）」を習得する。また社会福祉士の試験科目以外の「相談援助演習」「相談援助実習」「相談援助実習指導」の3科目を通じて後者の「他職種と連携を図って問題解決をする力(面接技法、他者受容力、コミュニケーション力、課題把握力)」を習得するプログラム構成としている。 また「現場体験プログラム」(2単位)では、地域の施設で実際の現場に触れるインターンにより授業理解、職業理解を深め、1年後の就労に向けた各自の考察を促す役目を果す。 さらに就職支援専属のキャリアセンターの教員が上記の学習と並行する形で就職のための支援を行う。
認定年月日※3	平成31年1月17日
対象とする職業の種類	児童相談所　子育て世代包括支援センター 母子生活支援施設 児童養護施設 就労移行支援施設 就労継続支援施設 障害児入所施設 児童家庭支援センター 乳児院 発達障害支援センター 介護老人保健施設 地域包括支援センター 指定通所介護施設 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム 行政 福祉事務所 都道府県・市町村社会福祉協議会 病院・診療所 更生施設 生活困窮者自立支援相談センター スクールソーシャルワーカー 学童保育 児童館など
身に付けることのできる能力	■身に付けられる知識、技術及び技能 ・対象とする人を理解するための医療的、心理的基礎知識 ・対象者を取り巻く社会・生活についての知識 ・福祉制度や対象者が関わる各種サービスについての知識 ・対象者（精神障害者）の生活実態および関わる制度、法律についての知識 ・専門職としての倫理と役割および談援助の基盤となる考え方について ・個別、集団支援・指導における専門職としての面談、支援技能 ■得られる能力 ・対象者の個人の尊厳を尊重し、ありのままを受け入れる受容力 ・多職種との連携を目指す他者とのコミュニケーション力 ・自己および現場での課題を把握し、行動できる問題解決力
カリキュラム内容	・「心理学理論と心理的支援」や「人体の構造と機能及び疾病」では、「人」に対する基礎的な知識を習得する。 ・「社会理論と社会システム」「現代社会と福祉」では、対象者が関わる「社会」についての知識を習得する。 ・「福祉行財政と福祉制度」「社会保障」等では、関連法規についての知識を習得する。 ・相談援助職(ソーシャルワーカー)に必要な様々な知識に加え、「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「相談援助演習」では、対話を主体として専門職としての考え方や行動規範の修得を目指す。 ・その過程に於いて、特に「現場体験プログラム」「社会福祉士相談援助実習」のような実践的な授業方法を行うことにより、相談援助職(ソーシャルワーカー)に必要な受容力、コミュニケーション力、問題発見・解決力を身に付ける。

総授業時数又は単位数※4	66単位	要件該当授業時数又は単位数※4	54単位	企業等連携授業時数又は単位数※4	4単位	要件該当授業時数/総授業時数※4	82%

社会人が受講しやすい工夫	■社会人が受講しやすい工夫の内容 ・スマートフォンを活用した国家試験問題学習システム（J－WEB）（正規の科目以外にあくまでも任意の自習用のツールとして用意している） ・就職支援専属のキャリアセンターによる卒業後も含めた「生涯就職支援」 ・夜間、休日の自主学習用教室の提供 ・社会人を対象とした経済的支援の整備（滋慶学園卒業生入学金免除制度、専門実践教育訓練給付金、介護福祉士等修学資金貸付制度、分納プラン） ■修了時に付与される資格等：　有 ※有の場合、資格等の詳細を記入 社会福祉士
成績評価の基準・方法	試験においてD評価以上を修了とする （A:90点以上、B:89点～80点、C:79点～70点、D:69～60点 E:出席日数不足〔授業時間数の10分の7に満たないもの）F:59点以下。 実習は施設評価や実習日誌等も踏まえて上記評価をおこなう。
プログラム修了要件	必修科目を全て履修
当該プログラムホームページURL	URL: http://www.tcw.ac.jp/

1.「対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

企業との連携については、「多様化する社会の中で自ら粘り強く問題解決できる相談援助職(ソーシャルワーカー)を養成する」という養成目的を踏まえて、企業等と直接に連携する科目についてはより良い内容となるように意見交換をする。また、企業等から業界の要望を聴取し、業界が求める人材を育成する視点に基づいてカリキュラムの内容見直しに反映させる。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は理事会のもとに設置され、理事及び学校長、教務部長、学部長と業界代表によって構成され、学校が編成した教育課程を、業界代表者からの意見や提案を活かせるようにする。委員会は改善意見を学校長に報告し、学校長は報告を活かした教育課程を決定し、委員会へ告知する。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年6月30日現在

名　前	所　　属	任期	種別
梅澤　宗一郎	一般社団法人　日本地域ケア協会 ただいまプロジェクト　代表	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	社会福祉士一般養成科③
竹嶋　信洋	千葉県社会福祉士会 株式会社ベストサポート　代表取締役	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	①
小林　和弘	東京福祉専門学校　学校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	
白井　孝子	東京福祉専門学校　副校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	
松川　勝吉	東京福祉専門学校　事務局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	
菊池　紀子	東京福祉専門学校　事務局次長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	
西田　茂男	東京福祉専門学校　教務部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（1年）	
堀　延之	東京福祉専門学校　教務部長代理	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（1年）	
形本　祐子	東京福祉専門学校　事務部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（1年）	
石川　真弓	東京福祉専門学校　社会福祉士一般養成科学科長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（1年）	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役職員
②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者
③推薦プログラムが対象とする職業の実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
（年間の開催数及び開催時期）
年2回（6月、9月）

（開催日時（実績））

第1回　令和4年6月14日(火)　15:15～17:00
第2回　令和4年9月27日(火)　15:00～16:30

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
2025年新カリキュラム移行時のソーシャルワーク相談援助実習指定時間の伸長と2箇所以上の複数実習先の決定について。前半の現場実習と後半のソーシャルワーク 実習の目的や履修内容の確認と、実習受け入れ先として実習先が求めている学生像と、事前学習として学校に求める指導内容について。学校からのガイドライン（実習でどんなことを指導してほしいなどの具体的内容や学生自身の学びたいことの計画書の事前提出など、実習における具体的履修内容の見える化を学校に求めるだけではなく、実習先からのアクションも必要であると考える中、もう少し連携や意見交換などのタイミングがあるとさらに活発になる。

2.「対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法よる授業等が、別の定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。」関係

（1）企業等と連携して行う授業における連携の基本方針

すべての施設が厚生労働省が規定する施設・実習指導者ともに要件に合致した届出施設であり、地域密着型または学生の利便性を考慮した施設である。
実施にあたっては、学生1人ないしは2人に対して1名の実習担当者(社会福祉士)が指導者として担当する体制をとることが可能な施設を選定している。

（2）企業等と連携して行う授業における連携内容
※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前は担当教員と実習指導者が学生情報や実習内容について情報共有を行う。実習期間中は1週間に1回、担当教員が実習先を訪問し、指導者と共に実習内容、学生の学修成果の到達度の中間確認を行う。実習終了時には、実習指導者による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

（3）実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	科　目　概　要	連　携　企　業　等
相談援助実習	①相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する ②ソーシャルワーカーとして求められる資質、技術、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する ③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する	株式会社ベストサポート　特定相談支援事業所こんぱす、社会福祉法人あいのわ福祉会　舎人あかしあ園、社会福祉法人東京栄和会　特別老人ホームなぎさ和楽苑、特定非営利活動法人つぼみ　就労移行支援事業所natura、学校法人滋慶学園地域活動・相談支援センターかさい、　等 合計　111施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係
（1）推薦プログラムの教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。 教員研修規定により、授業内容・教育技法の改善、またクラス運営・マネジメント力を含んだ指導力の向上が、授業力の向上につながる研修を行うことを目的とする。さらに協会、職能団体が主催する研修や学会などの研修にも参加を促している。
（2）研修等の実績 ①推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等 社会福祉士・保育士養成校等と児童養護施設、自立援助ホームとの懇談会 主催　東京都社会福祉士協議会　児童部会人材対策委員会 内容　相談援助演習実習の受け入れについておよび指導の課題、就職活動状況・現状における意見交換会 日時　令和4年6月24日(金)13：00～15：30 ②指導力の修得・向上のための研修等 マネジメント基礎研修（MBT） 主催　一般財団法人滋慶教育科学研究所 [JESC] 　　株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 日程　令和4年6月1日(水)～2日(木) 　　令和4年6月15日(水)～16日(木)　2日間 内容　マネジメント基礎知識 （3）研修等の計画 ①推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等 研修名「社会福祉士実習指導者懇談会」（連携企業等：実習先　株式会社ベストサポート　特定相談支援事業所こんぱす、社会福祉法人あいのわ福祉会　舎人あかしあ園、社会福祉法人東京栄和会　特別老人ホームなぎさ和楽苑等　） 期間　令和5年7月25日（火）　14：00～16：00 対象：社会福祉士相談援助実習指導の担当者（事業者及び専任教員・巡回教員非常勤講師） 内容：相談援助実習の実習計画及び実習指導の内容の確認。実習指導教員のあり方の研修及び、実習前後教育の内容について ②指導力の修得・向上のための研修等 研修名「教職員カウンセリング研修2次研修」（連携企業等：　滋慶教育科学研究所　）【オンライン形式】 期間　2023年9月26日～　　対象：東京福祉専門学校　専任教員 内容：専門学校教育の向上を目指した授業力向上や学生指導に不可欠なカウンセリングについて学ぶ。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

（1）学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営の理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とし、自己点検・評価の結果は学校法人滋慶学園情報公開規定に基づき学校内外に開示するものとする。

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
（1）教育理念・目標	教育理念・目標・育成人材像
（2）学校運営	運営方針・事業計画・運営組織・人事・給与制度・意思決定システム
（3）教育活動	目標設定・教育方法・評価等・成績評価・単位認定など・資格・免許取得の指導体制
（4）学修成果	就職率・資格・免許の取得率・卒業生の社会的評価
（5）学生支援	就職等進路・中途退学への対応・学生相談・学生生活・保護者との連携・卒業生・社会人
（6）教育環境	施設・設備等・学外実習・インターンシップ等・防災・安全管理
（7）学生の受入れ募集	学生募集活動・入学選考・学納金
（8）財務	財務基盤・予算・収支計画・監査・財務情報の公開
（9）法令等の遵守	関係法令・設置基準等の遵守・個人情報保護・学校評価・教育情報の公開
（10）社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献・ボランティア活動
（11）国際交流	国際交流

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）学校関係者評価結果の活用状況

新型コロナウイルス感染症による実習の中止や就職活動への不安等についてはWITHコロナになりつつあることもあり改善されつつある。ICT教育環境についてもの授業の質を担保できるTeamsを中心としたLMSの活用により、学びを止めないための施策を実施しているおり、ほぼ全授業が振り返り（個々のスピードに合わせて）を行えるようになってきて安心・安全な学校生活を担保する取り組みを行っている。

（4）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年6月30日現在

名　前	所　　属	任期	種別
西田　憲司	社会福祉法人協和会 特別養護老人ホームきく　事務長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	本校卒業生
髙部　英彦	私立正則学園高等学校　事務局長・入試本部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	高等学校教員
赤羽根　智英子	清新町都営住宅くすのきクラブ連合会　会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	地域関係者
池田めぐみ	社会福祉法人東京栄和会 特別養護老人ホームなぎさ和楽苑　苑長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	介護分野企業等委員
皆川　隆太	就労移行支援事業所natura　施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	社会福祉分野 企業等委員
若松　弘樹	児童養護施設　聖友学園　施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	保育分野 企業等委員
中里　武史	東京都作業療法士会　事務局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	作業療法分野 企業等委員
澳津　優子	こども保育科1年　保護者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日（2年）	在校生保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
（例）企業等委員、PTA、卒業生等

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（　　）　）

URL://www.tcw.ac.jp/

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学生・保護者・卒業生・地域住民・福祉業界関係者など、学校と関係者の理解を深め、連携・協力するとともに、教育活動やその他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

（2）「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
（1）学校の概要、目標及び計画	・学校の沿革 ・建学の理念 ・教育目標 ・教育システム
（2）各学科等の教育	・設置学科（修業年限、入学定員、養成目的） ・教育目標　・教育システム ・取得目標資格　・卒業後の進路
（3）教職員	・教職員数
（4）キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育の取り組み・就職サポート
（5）様々な教育活動・教育環境	・教育関連イベント・学校設備状況・特色のある教育活動
（6）学生の生活支援	・学生相談室　・学生サービスセンター・留学生
（7）学生納付金・修学支援	・授業及び他経費・学費サポートシステム
（8）学校の財務	・監査報告書・収支計算書・貸借対照表
（9）学校評価	・学校関係者評価委員会報告書・自己点検・自己評価
（10）国際連携の状況	・海外研修
（11）その他	・その他の学校の取り組み

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）情報提供方法

（ホームページ　・　広報誌等の刊行物　・　その他（　　））

URL://www.tcw.ac.jp/

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	単位数	授業方法			実践的授業方法の種別			
必修	選択必修	自由選択				講義	演習	実験・実習・実技	企業連携	グループワーク	実務家授業	インターンシップ
○			人体の構造と機能及び疾病	心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。	2単位	○					○	
○			心理学理論と心理的支援	心理学理論による人の理解とその技法の基礎や心理的支援の方法と実際について理解する。	2単位	○					○	
○			社会理論と社会システム	社会理論による現代社会の捉え方や生活及び人と社会の関係等について理解する。	2単位	○					○	
○			現代社会と福祉	現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係等について理解する。	4単位	○					○	
○			地域福祉の理論と方法	地域福祉の基本的考え方等(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包括等を含む)について理解する。	4単位	○					○	
○			福祉行財政と福祉計画	福祉の行財政の実施体制等(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む)について理解する。	2単位	○					○	
○			社会保障	現代社会における社会保障制度の課題等(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)について理解する。	4単位	○					○	
○			障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要等(地域移行や就労の実態を含む)について理解する。	2単位	○					○	
○			低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実態等について理解する。	2単位	○					○	
○			保健医療サービス	相談援助活動において必要となる医療保険制度(診療報酬に関する内容を含む)や保健医療サービス等について理解する。	2単位	○					○	
○			権利擁護と成年後見制度	相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む)との関わりや成年後見制度等について理解する。	2単位	○					○	
○			精神疾患とその治療	代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する	4単位	○					○	
○			精神保健の課題と支援	現代社会における精神保健の諸課題と精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。	4単位	○					○	
○			精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	精神保健福祉士の役割（総合的包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む）と意義について理解する。	2単位	○					○	
○			精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉士が行う相談援助の対象と相談援助の概要について理解する。	2単位	○					○	

○			精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神医療の特性（精神医療の歴史・動向や精神科病院の特性の理解を含む。）と、精神障害者に対する支援の基本的考え方について理解する。	8単位	○					○	
○			精神保健福祉に関する制度とサービス	精神障害者の相談援助活動と法（精神保健福祉法）との関わりについて理解する。	4単位	○					○	
○			精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援の意義と特徴について理解する。	2単位	○					○	
○			精神保健福祉援助演習（基礎）	精神保健福祉援助技術の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。	1単位		○			○	△	
○			精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助技術の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。	2単位		○			○	△	
○			精神保健福祉援助実習指導	実習オリエンテーション等を通じて具体的な体験や援助活動を専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。	3単位		○			△	○	
○			精神保健福祉援助実習	精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションについて必要な資質・能力・技術を習得する。	4単位			○	○			
○			現場体験プログラム	地域の施設で実際の現場に触れることで職業理解を深め個別支援計画等の専門技術を身に付け立案する力を身につけることが出来るようになる。	2単位		○					○

合計授業時数/単位数	要件該当授業時数/単位数
66単位	54単位

（留意事項）

１　申請するプログラムで受講可能な全ての科目について記入すること。

２　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。

３　一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。

４　実践的授業方法の種別については、実施要項の３（６）の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。

５　授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

６　合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目（必修・選択必修・自由選択を問わない）の合計単位時間数等を記入すること。

７　要件該当授業時数/単位数については、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのいずれかに該当する科目の合計単位時間数等を記入すること。